

謝罪文の手交日は3月24日!

**社長、マスコミの出席は拒否!
組合員の立ち会い、写真撮影は認める!**

組合掲示物の不当撤去が不当労働行為に当たるとした中央労働委員会命令が確定し、組合への『謝罪文』の手交条件をめぐり意見対立が発生していました。3月23日、手交条件について申し入れに基づき協議を行いました。

「申」第32号『謝罪文』の手交に関する申し入れと協議結果

1. 組合に対する謝罪文の手交は、社長または経営権を持つ会社の幹部が直接行うこと。
 - ・社長や会社幹部の出席を拒否! 窓口が手交する!
2. 謝罪文の手交日、場所、時間は組合と合意すること。
 - ・手交日は3月24日、品川ビル、14時～
3. 謝罪文の手交場所へ複数の出席者を認めること。
 - ・委員長+組合員2名の立ち会いを認める!
4. 謝罪文の手交場所へマスコミの出席を認めること。
 - ・マスコミの出席は拒否する!
5. 謝罪文の手交場面をビデオ録画、写真撮影、音声録音等により記録することを認めること。
 - ・会社の手交者が写らない条件で写真撮影を認める!

**6度目の不当労働行為が確定!
真摯に反省し誠意を持って謝罪せよ!**